

JR東日本輸送サービス労働組合 豊田運輸区分会

## TOTAYUKU NEWS



発行責任者：分会執行委員長  
2024年4月27日(土)  
第37号

**脱退パワハラ訴訟 東京高裁は控訴棄却**  
会社は4月24日付で「【重要事項】社員の皆さんへ」を发出  
少額であっても**不当労働行為**という  
**企業犯罪は揺るぎのない事実**である！

4月24日、東京高裁は『脱退パワハラ訴訟』について控訴棄却という判決が出されました。棄却はされたものの、**一審判決は維持されたものであり、会社が不当労働行為という企業犯罪を行ったのは揺るぎのない事実**となりました。

しかし、会社は同日に人材戦略部付けで“【重要事項】社員の皆さんへ”を发出しました。その一部には…

一審判決では、会社は組織的な脱退勧奨等の不当労働行為を行っていないとする会社の主張が全面的に認められました。その上で、原告のうち1名については、あくまで当該原告に係る個別の事案として、管理者の発言により生じた精神的苦痛に対する極めて少額の慰謝料の支払いが命じられたものの…

会社としては、今後ともコンプライアンス順守の姿勢はいささかも変わるものではありません。

という内容です。

会社は「あくまでも組織として脱退勧奨等はしていませんよ！」と個人への責任転嫁と言い逃れ、「1名は少額の慰謝料の支払いが命じられたものの…」と、**不当労働行為**やったけど少額だから問題ないという姿勢です。

1円であっても横領したら犯罪・懲戒とされますが、多少の不当労働行為は大丈夫！とはなりませんよね。

ここに今日の会社の姿を垣間見ることができます。それは「個人への責任転嫁」や「コーポレートガバナンス(健全な企業経営を行うために求められる組織的な統治のこと)の低下」です。経営体質がこういう姿勢だからこそ、現場では安全問題など様々な事象が繰り返し発生しているのです！

今こそ、トップ自らが襟を正して現場に真の健全経営の姿勢を見せるべきではないでしょうか？

会社は不当労働行為の反省をせよ！